

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正
について

このことについて、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則を一部改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成28年3月28日提出

教育長 野村道朗

説 明

この案を提出するのは、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第28号）等に伴い、関係規定の所要の改正を行う必要があるからである。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則
の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要・理由

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」、「免許状更新講習規則の一部を改正する省令」及び「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、次の教員免許状に係わる省令が改正されたことにより、本県規則の関係部分の整理を行う。

- ・ 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令
(平成 26 年文部科学省令第 28 号。平成 28 年 4 月 1 日施行)
- ・ 免許状更新講習規則の一部を改正する省令
(平成 26 年文部科学省令第 29 号。平成 28 年 4 月 1 日施行)
- ・ 学校教育法等の一部を改正する法律
(平成 27 年法律第 46 号。平成 28 年 4 月 1 日施行)

2 改正の内容

(1) 免許状更新講習の見直しに伴い、申請様式の事項等を以下のとおり改正する。

- ①「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」を「必修領域」と「選択必修領域」に改正する。
- ②「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」を「選択領域」に改正する。
- ③新免許状所持者は更新する免許状の選択ができるため、所持する免許状すべての更新又は一部更新かを選択する欄を追加する。

(2) 義務教育学校が追加されたことに伴い、「人物の検定」、「実務の検定」及び「更新講習を受けなければならない教育の職」の学校種にそれぞれ義務教育学校を追加する。

(3) 教育次長を事務局長に改める。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月 日

愛知県教育委員会委員長 佐藤 元英

愛知県教育委員会規則第 号

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第十三条の八第一号及び第十三条の十第一号中「教育次長」を「事務局長」に改める。

第十三条の十一第一号ロ及びハ中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第十三条の十二第一項第一号及び第十三条の十三第一項第一号中「教育次長」を「事務局長」に改める。

様式第十一の二中

申請時の有効期間の満了日		年 月 日		
免許状更新講習	事項	講習開設者	修了(履修) 年 月 日	対象免許種
	教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
	教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	

を

本申請以外に教育職員免許状は所持していません。更新しません。					
申請時の有効期間の満了日		年 月 日			
免許状更新講習	領域	講習開設者	修了(履修) 年 月 日	対象免許種	
	必修		年 月 日		
	選択必修		年 月 日		
	選択			年 月 日	
				年 月 日	

に改

める。

様式第十一の五及び様式第十一の六中

様式第十一の三中

申請時の有効期間の満了日	年 月 日
--------------	-------

を

本申請以外に教育職員免許状は所持していません。更新しません。	
申請時の有効期間の満了日	年 月 日

に改める。

免許状更新講習	事項	講習開設者	修了(履修) 年月日	対象免許種
	教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年月日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年月日 年月日 年月日		

を

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

免許状更新講習	領 域	講 習 開 設 者	修了(履修) 年 月 日	対 象 免 許 種
	必 修		年 月 日	
	選 択 必 修		年 月 日	
	選 択		年 月 日	
			年 月 日	

に改める。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正新旧対照表

新

(人物の検定)

第三条 免許法第六条第一項に規定する受検者の人物の検定については、所轄庁(私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)の理事長、免許法施行規則附則第八項第二号に掲げる者にあつてはその者が勤務した施設の設置者)又は出身学校の長等の証明書によるほか、必要に応じて面接を行うことがある。

(実務の検定)

第五条 免許法第六条第一項に規定する受検者の実務の検定については、所轄庁(私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)の理事長、免許法施行規則附則第八項第二号に掲げる者にあつてはその者が勤務した施設の設置者)の証明書によつて行う。

2 略

(免許状更新講習を受講できる教育委員会の職員)

第十三条の八 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 教育委員会の教育長(以下「県教育長」という。)並びに教育委員会の事務局長及び学習教育部長その他教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

二 略

(更新講習修了確認を受けなければならない教育委員会の職員)

第十三条の十 平成二十年改正省令附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 県教育長並びに教育委員会の事務局長及び学習教育部長その他教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

二 略

(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)

旧

(人物の検定)

第三条 免許法第六条第一項に規定する受検者の人物の検定については、所轄庁(私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)の理事長、免許法施行規則附則第八項第二号に掲げる者にあつてはその者が勤務した施設の設置者)又は出身学校の長等の証明書によるほか、必要に応じて面接を行うことがある。

(実務の検定)

第五条 免許法第六条第一項に規定する受検者の実務の検定については、所轄庁(私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。)の理事長、免許法施行規則附則第八項第二号に掲げる者にあつてはその者が勤務した施設の設置者)の証明書によつて行う。

2 略

(免許状更新講習を受講できる教育委員会の職員)

第十三条の八 同上

- 一 教育委員会の教育長(以下「県教育長」という。)並びに教育委員会の教育次長及び学習教育部長その他教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

二 略

(更新講習修了確認を受けなければならない教育委員会の職員)

第十三条の十 同上

- 一 県教育長並びに教育委員会の教育次長及び学習教育部長その他教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

二 略

(更新講習修了確認を受けなければならない教育の職)

第十三条の十一 平成二十年改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者（教育職員である者を除く。）であつて、免許状更新講習を受けることが必要なものとして県教育長が別に定めるものとする。

一 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者又は雇用者の要請に応じ、引き続き次に掲げる者となつているもの

イ 略

ロ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員又は職員

ハ 学校法人（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。次号において同じ。）の職員

ニ 略

二〜三 略

（免許状更新講習を受ける必要がない者等）

第十三条の十二 免許法施行規則第六十一条の四第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県教育長並びに教育委員会の事務局長及び学習教育部長その他教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

二 略

2 以下 略

第十三条の十三 平成二十年改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

一 県教育長並びに教育委員会の事務局長及び学習教育部長その他教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

2 以下 略

第十三条の十一 同上

一 同上

イ 略

ロ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員又は職員

ハ 学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。次号において同じ。）の職員

ニ 略

二〜三 略

（免許状更新講習を受ける必要がない者等）

第十三条の十二 同上

一 県教育長並びに教育委員会の教育次長及び学習教育部長その他教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

二 略

2 以下 略

第十三条の十三 同上

一 県教育長並びに教育委員会の教育次長及び学習教育部長その他教育委員会の職員で県教育長が別に定めるもの

2 以下 略

新

様式第 11 の 2 (第 13 条の 2 関係)

勤務校（勤務先）名又は現住所						
有効期間更新申請書						
年 月 日						
愛知県教育委員会 殿						
本籍地 氏 名 年 月 日生 勤務校（勤務先）における職名						
教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定により、次の免許状について有効期間を更新してください。						
免許状	種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	氏 名	本籍地
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
本申請以外に教育職員免許状は <u>所持していません。</u>						
申請時の有効期間の満了日 <u>更新しません。</u>						
申請時の有効期間の満了日 年 月 日						
免許状更新講習	領 域	講 習 開 設 者	修了(履修) 年 月 日	対 象 免 許 種		
	必 修		年 月 日	/		
	選択必修		年 月 日			
	選 択		年 月 日			
			年 月 日			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。

旧

様式第 11 の 2 (第 13 条の 2 関係)

勤務校（勤務先）名又は現住所						
有効期間更新申請書						
年 月 日						
愛知県教育委員会 殿						
本籍地 氏 名 年 月 日生 勤務校（勤務先）における職名						
教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定により、次の免許状について有効期間を更新してください。						
免許状	種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	氏 名	本籍地
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
申請時の有効期間の満了日 年 月 日						
免許状更新講習	事 項		講習開設者	修了(履修) 年 月 日	対 象 免 許 種	
	教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			年 月 日	/	
	教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項			年 月 日 年 月 日 年 月 日		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。

新

様式第11の3（第13条の2関係）

勤務校（勤務先）名又は現住所						
有効期間更新申請書						
年 月 日						
愛知県教育委員会 殿						
本籍地 ふり がな 氏 名						
年 月 日 印 日生						
勤務校（勤務先）における職名						
教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものと認定の上、次の免許状について有効期間を更新してください。						
免許状	種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	氏 名	本籍地
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
本申請以外に教育職員免許状は <u>所持していません。</u> <u>更新しません。</u>						
申請時の有効期間の満了日			年 月 日			
免許状更新講習を受ける必要がないとする事由						
証明事項は事実と相違ないことを証明します。						
年 月 日						
証明事項 証 明 者						
年 月 日						
証明事項 証 明 者						
印						
印						

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。
- 3 証明事項は、勤務校（勤務先）及び職名並びに免許状更新講習を受ける必要がないとする事由とすること。
- 4 証明者は、勤務校（勤務先）及び職名にあつては、所属長、服務監督者、任命権者又は雇用者によることとし、免許状更新講習を受ける必要がないとする事由にあつては、次の(1)から(6)に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ(1)から(6)に定める者によること。
- (1) 免許法施行規則第61条の4第1号
所属長（有効期間の更新を受けようとする者が校長の場合にあつては、服務監督者、任命権者又は雇用者）
- (2) 免許法施行規則第61条の4第2号
所属長又は任命権者
- (3) 免許法施行規則第61条の4第3号
免許状更新講習の開設者
- (4) 免許法施行規則第61条の4第4号
所属長、任命権者又は雇用者
- (5) 免許法施行規則第61条の4第5号
表彰等の受賞を証する者
- (6) 免許法施行規則第61条の4第6号
所属長、任命権者又は雇用者

旧

様式第11の3（第13条の2関係）

勤務校（勤務先）名又は現住所						
有効期間更新申請書						
年 月 日						
愛知県教育委員会 殿						
本籍地 ふり がな 氏 名						
年 月 日 印 日生						
勤務校（勤務先）における職名						
教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものと認定の上、次の免許状について有効期間を更新してください。						
免許状	種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	氏 名	本籍地
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
申請時の有効期間の満了日 年 月 日						
免許状更新講習を受ける必要がないとする事由						
証明事項は事実と相違ないことを証明します。						
年 月 日						
証明事項 証 明 者						
年 月 日						
証明事項 証 明 者						
印						
印						

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。
- 3 証明事項は、勤務校（勤務先）及び職名並びに免許状更新講習を受ける必要がないとする事由とすること。
- 4 証明者は、勤務校（勤務先）及び職名にあつては、所属長、服務監督者、任命権者又は雇用者によることとし、免許状更新講習を受ける必要がないとする事由にあつては、次の(1)から(6)に掲げる規定の適用を受ける者について、それぞれ(1)から(6)に定める者によること。
- (1) 免許法施行規則第61条の4第1号
所属長（有効期間の更新を受けようとする者が校長の場合にあつては、服務監督者、任命権者又は雇用者）
- (2) 免許法施行規則第61条の4第2号
所属長又は任命権者
- (3) 免許法施行規則第61条の4第3号
免許状更新講習の開設者
- (4) 免許法施行規則第61条の4第4号
所属長、任命権者又は雇用者
- (5) 免許法施行規則第61条の4第5号
表彰等の受賞を証する者
- (6) 免許法施行規則第61条の4第6号
所属長、任命権者又は雇用者

新

様式第 11 の 5 (第 13 条の 4 関係)

勤務校 (勤務先) 名又は現住所						
更新講習修了確認申請書						
年 月 日						
愛知県教育委員会 殿						
本籍地 <small>ふりがな</small> 氏 名						
印 年 月 日生						
勤務校 (勤務先) における職名						
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第2項に規定する更新講習修了確認をしてください。						
免許状	種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	氏 名	本籍地
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
申請時の修了確認期限			年 月 日			
免許状 更新講習	領 域	講 習 開 設 者	修了(履修) 年 月 日	対 象 免 許 種		
	必 修		年 月 日	/		
	選択必修		年 月 日			
	選 択			年 月 日		
			年 月 日			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 本籍地については、都道府県名 (日本の国籍を有しない者については、その国籍) を記入すること。

旧

様式第11の 5 (第13条の 4 関係)

勤務校 (勤務先) 名又は現住所						
更新講習修了確認申請書						
年 月 日						
愛知県教育委員会 殿						
本籍地 <small>ふりがな</small> 氏 名						
印 年 月 日生						
勤務校 (勤務先) における職名						
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号) 附則第2条第2項に規定する更新講習修了確認をしてください。						
免許状	種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	氏 名	本籍地
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
申請時の修了確認期限			年 月 日			
免許状 更新講習	事 項	講習開設者	修了(履修) 年月日	対 象 免 許 種		
	教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	/		
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 本籍地については、都道府県名 (日本の国籍を有しない者については、その国籍) を記入すること。

新

様式第11の6（第13条の5関係）

勤務校（勤務先）名又は現住所						
平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書 年 月 日 愛知県教育委員会 殿 本籍地 ふりがな 氏 名 印 年 月 日生 勤務校（勤務先）における職名 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号に規定する確認をしてください。						
免許状	種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	氏 名	本籍地
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
申請時の修了確認期限		年 月 日				
免許状更新講習	領 域	講 習 開 設 者	修了(履修) 年 月 日	対 象 免 許 種		
	必 修		年 月 日			
	選 択 必 修		年 月 日			
	選 択		年 月 日			
		年 月 日				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。

旧

様式第11の6（第13条の5関係）

勤務校（勤務先）名又は現住所						
平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書 年 月 日 愛知県教育委員会 殿 本籍地 ふりがな 氏 名 印 年 月 日生 勤務校（勤務先）における職名 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号に規定する確認をしてください。						
免許状	種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	氏 名	本籍地
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
申請時の修了確認期限		年 月 日				
免許状更新講習	事 項	講習開設者	修了(履修) 年月日	対 象 免 許 種		
	教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日			
	教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。